

エコアクション21

# 環境経営レポート

(2021年度)

運用期間：2021年4月～2022年3月



一般財団法人 山口県環境保全事業団

発行日 2022年6月30日



# 1 環境経営方針

## <環境理念>

一般財団法人山口県環境保全事業団は、山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに、環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と産業の発展に寄与することを目的として事業を展開します。

## <行動指針>

環境経営システムを構築・運用し継続的な取組を進めるため、この行動指針に環境経営目標及び環境経営計画等を定め、実効性のある活動を展開します。

これらの活動を通じて、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

- 1 電気や燃料を節減するとともに、再生可能エネルギーの活用を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 2 廃棄物の削減  
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減  
節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 化学物質の適正使用に努めます。
- 5 産業廃棄物の最終処分において、環境保全に配慮します。  
受入基準の順守を徹底するとともに、環境関連法規や自主基準を守ります。
- 6 物品等の調達にあたっては、グリーン購入に努めます。
- 7 環境保全に関する教育を継続的に実施し記録します。
- 8 地域社会と良好な環境コミュニケーションを図り、地域の環境保全に努めます。
- 9 この環境方針は、従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い、環境保全に向けた意識の向上に努めます。

2017年 7月 1日 制定

2020年 6月 8日 最終改定













一般財団法人 山口県環境保全事業団

理事長 山野 元

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《参考》当事業団の環境経営方針とSDGsの関連表

SDGsの目標 環境経営方針		3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17
		すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	パートナーシップで目標を達成しよう
		 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 6 安全な水とトイレを世界中に	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさも守ろう	 17 パートナーシップで目標を達成しよう
行動指針	1	電気や燃料を節減、再生エネルギーの活用の推進、二酸化炭素排出量の削減			●	●		●	●	●	●		
	2	廃棄物の削減				●			●	●		●	●
	3	水使用量の削減			●								
	4	化学物質の適正使用	●	●	●				●	●		●	
	5	産業廃棄物の最終処分における環境保全への配慮	●		●			●	●	●	●	●	●
	6	グリーン購入							●	●		●	
	7	環境保全に関する教育		●	●					●	●	●	●
	8	地域社会との環境コミュニケーションと地域の環境保全			●								●
	9	環境保全に向けた意識の向上		●	●		●			●	●	●	●

## 2 組織の概要

### ◇ 事業所名

一般財団法人 山口県環境保全事業団  
理事長 山野 元

### ◇ 所在地及び連絡先

本部 〒753-0072 山口市大手町9番11号  
TEL : 083-920-6828  
FAX : 083-920-6829  
E-mail : info@yamaguchi-khj.or.jp

新南陽管理事務所 〒746-0019 周南市臨海町6番地  
TEL : 0834-33-9280  
FAX : 0834-33-9281  
E-mail : info@shin-nanyo-khj.jp

最終処分場 徳山下松港新南陽広域最終処分場  
周南市富田字西ノ嶋593番地先公有水面  
(直営 新南陽管理事務所)  
宇部港東見初広域最終処分場  
宇部市大字沖宇部525番124等の地先公有水面  
(業務委託先 宇部興産コンサルタント(株))

環境管理責任者 : 事業部次長 水津 隆市  
環境管理担当者 : 本部 事務局長 篠原 俊明  
新南陽管理事務所 所長 永富 明彦

### ◇ 事業内容

- ・ 産業廃棄物の最終処分及び一般廃棄物の埋立受託業務
- ・ 環境保全活動の助成業務

### ◇ 事業の規模

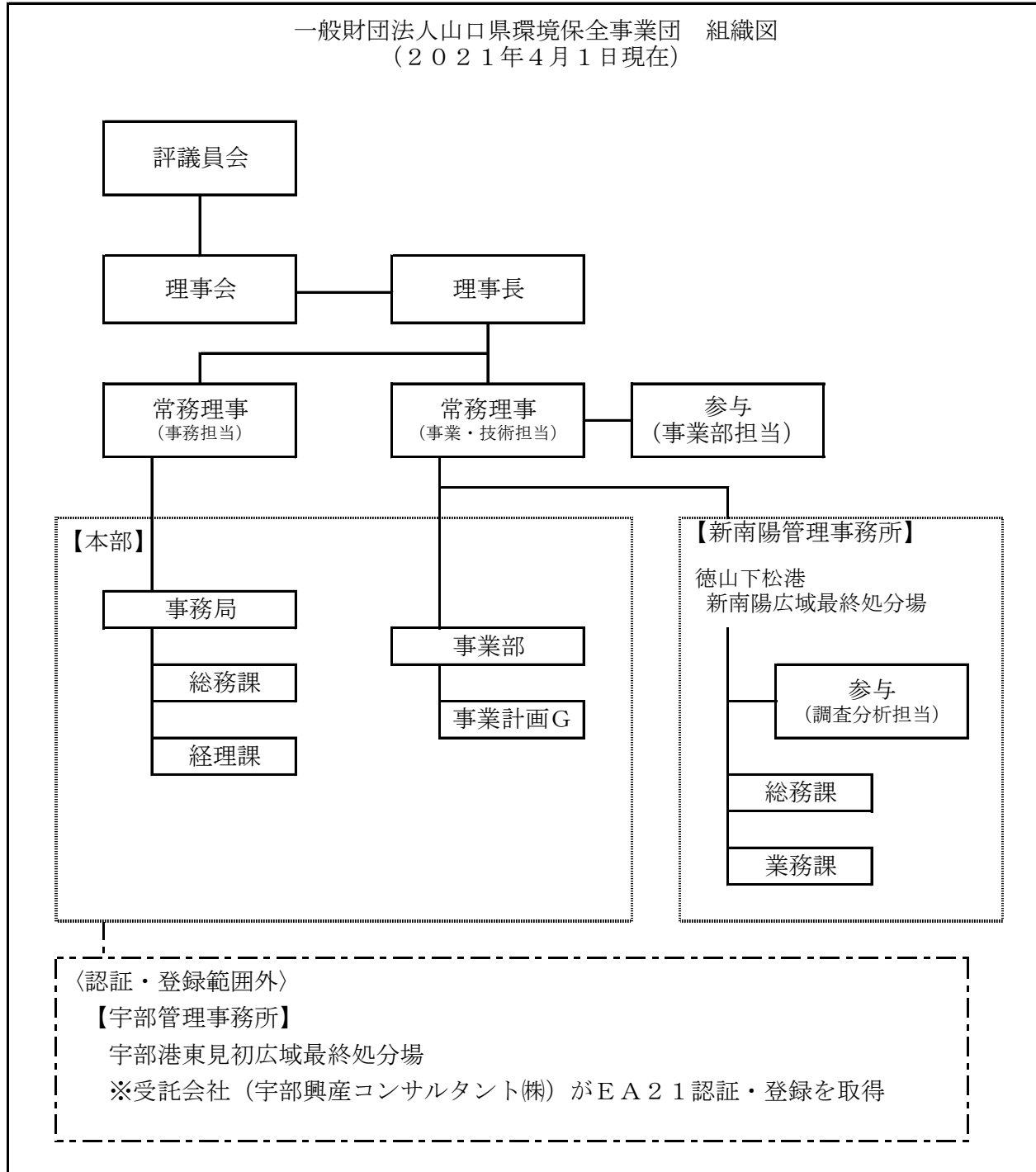
法人設立年月日 2007年4月1日  
基本財産 110,695千円  
従業員数 20人 (徳山下松港新南陽広域最終処分場の埋立業務受託者を含む)

活動規模	単位	2019年度	2020年度	2021年度	備考
産業廃棄物 最終処分量	t	37,357	29,102	25,452	
売上高	百万円	379	283	248	
従業員	人	8	8	8	本部
		11	12	12	新南陽 管理事務所
残容量 (各年度末)	m <sup>3</sup>	254,901	239,835	231,536	

◇ 事業年度 4月1日～翌年3月31日

◇ 認証・登録範囲 本部及び新南陽管理事務所  
宇部港東見初広域最終処分場は含まない

◇ 組織図



## ◇ 業に関する許可内容等

### ① 産業廃棄物処分業

- ・許可権者 山口県知事
- ・許可番号 第03533176553号
- ・許可年月日 2019年3月6日
- ・有効年月日 2026年3月5日
- ・事業の区分 最終処分（埋立処分）
- ・産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
以上13種類

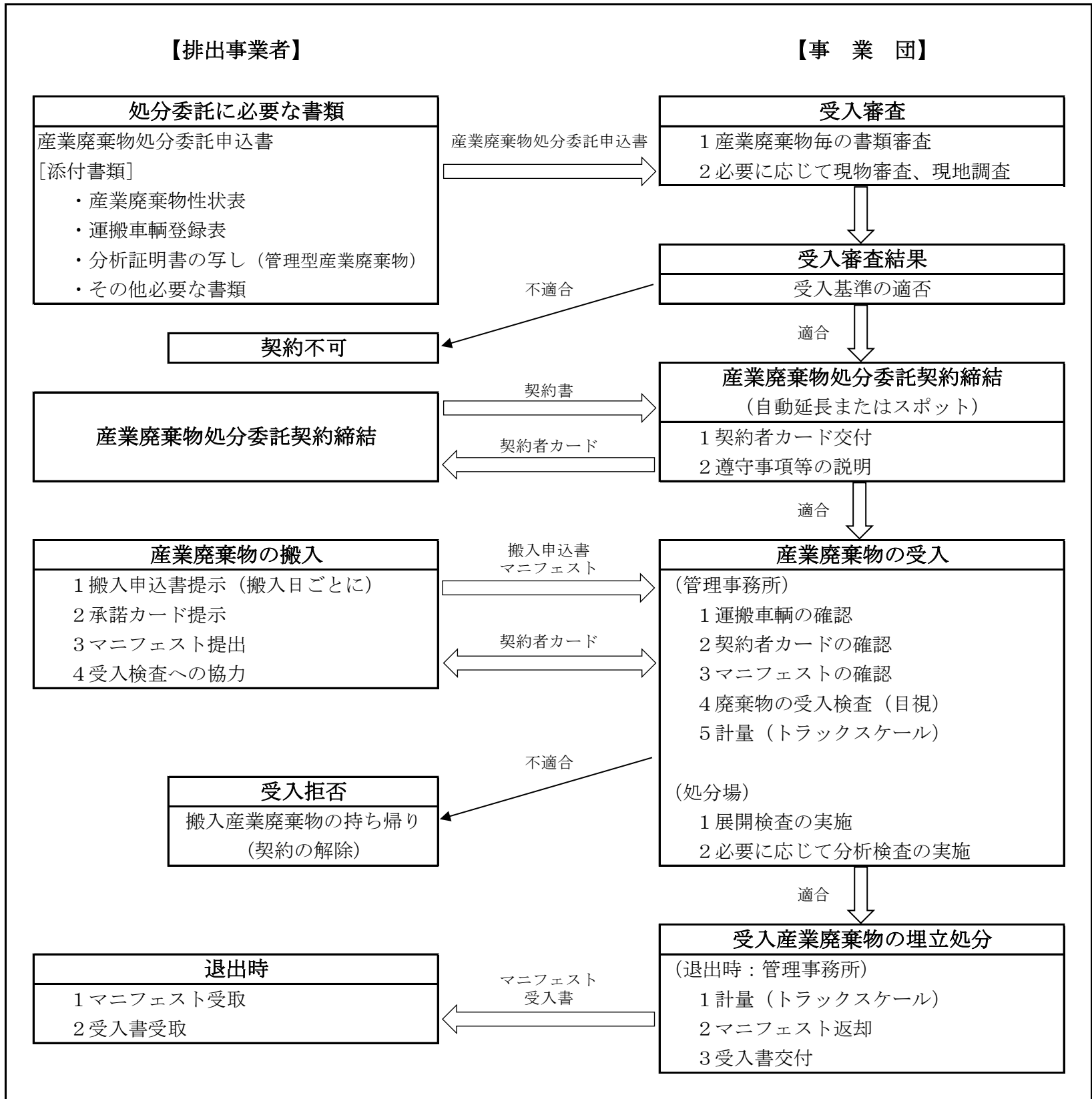
### ② 事業の用に供する全ての施設

- ・種類 管理型最終処分場
- ・設置場所 山口県周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面
- ・設置年月日 2013年12月26日
- ・面積 38,676 m<sup>2</sup>
- ・容量 498,400 m<sup>3</sup>
- ・許可年月日 2005年5月23日
- ・許可番号 第16号の13

※ 周南市の不燃ごみ等一般廃棄物の埋立業務を受託している。

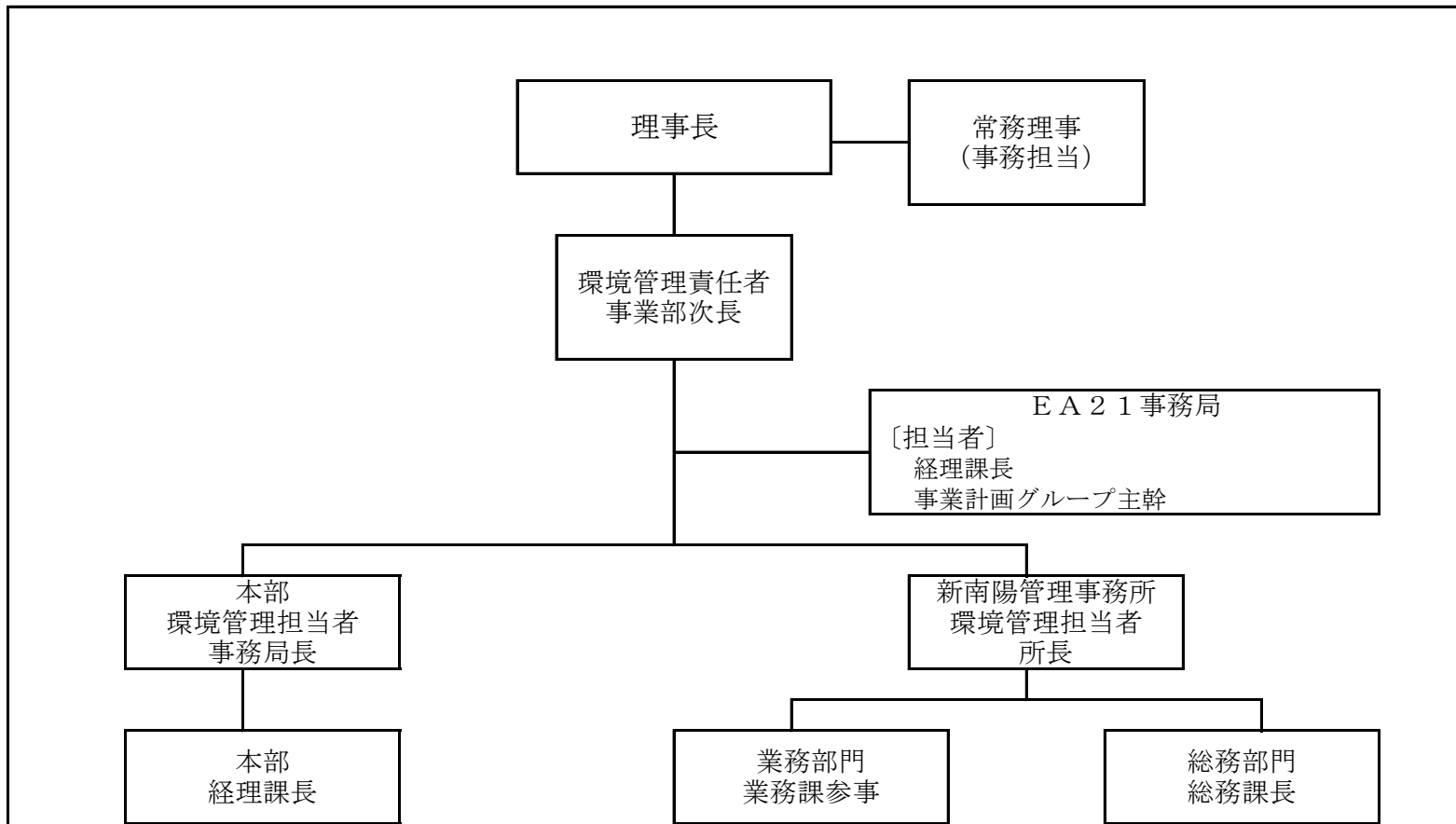
## ◇ 廃棄物の受入管理体制

廃棄物の受入は、原則として下記フローに示す段階ごとに受入基準と合致していることを検査し適合したものを埋立処分する。



◇EA21実施体制

2021年4月1日現在



役割分担表

役割	所属 (役職)	役割・責任・権限・使命
代表者	理事長	環境管理システム全体を統括し、環境管理責任者からの報告をもとに全体の評価と見直しを行う。
環境管理責任者	事業部次長	環境管理システムの全体の構築、運用、維持に関する権限と責任を持つ。
本部 環境管理担当者	事務局長	本部における環境管理システムの構築、運用、維持に関する実務上の権限と責任を持つ。
本部担当者	経理課長	本部における環境への取り組みに関する権限と責任を持つ。
新南陽管理事務所 環境管理担当者	所長	新南陽管理事務所における環境管理システムの構築、運用、維持に関する実務上の権限と責任を持つ。
新南陽管理事務所 業務部門担当者	業務課参事	新南陽管理事務所環境管理担当者を補佐するとともに、廃棄物処理業務部門の権限と責任を持つ。
新南陽管理事務所 総務部門担当者	総務課長	新南陽管理事務所における環境への取り組みに関する総務部門の権限と責任を持つ。
E A 2 1 事務局	経理課長 事業計画グループ主幹	E A 2 1 文書及び記録類の作成、維持、管理を行う。



### 3 2021年度及び中期環境経営目標

環境経営目標		単位	基準年	環境経営計画			
			2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	
1	※1 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	67,223	99,180 ※2 — 以下	98,160 以下 △1%	97,130 以下 △1%	
	1-1 電力使用量の削減	kWh	71,911	133,560 ※2 — 以下	132,220 以下 △1%	130,890 以下 △1%	
	1-2 軽油使用量の削減	ℓ	7,318	7,170 以下 △1%	7,090 以下 △1%	7,010 以下 △1%	
	1-3 ガソリン使用量の削減	ℓ	1,124	1,100 以下 △1%	1,090 以下 △1%	1,070 以下 △1%	
2	自社発生廃棄物の削減	kg	409	400 以下 △1%	390 以下 △1%	380 以下 △1%	
3	水使用量の削減	m <sup>3</sup>	1,340	1,310 以下 △1%	1,290 以下 △1%	1,270 以下 △1%	
4	化学物質の適正管理	—	・ 毒物劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等） ・ 就労者への安全衛生教育（雇入れ時、変更時等）				
		—	・ 第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底				
5	環境法規等の遵守	—	・ 法改正情報の把握の徹底 ・ 法規や排水基準等の遵守				
6	地域の環境保全	清掃活動への参加	—	2回/年	2回/年 以上	2回/年 以上	2回/年 以上
		NPO等の環境保全活動の支援	—	・ NPO等の環境保全活動の支援(助成事業の実施) (600万円/年)			
		施設見学の受入	—	・ 地域住民等の見学受入 ホームページ等でのアピール			
7	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	1回/年	1回/年 以上	1回/年 以上	1回/年 以上
		排出事業者等への情報提供	—	—	・ 搬入した全事業者への情報提供 (1回/年)		

※1 二酸化炭素排出係数：電力 調整後排出係数 0.585 kg-CO<sub>2</sub>/kWh (2019年度中国電力(株))  
 : 軽油 排出係数 2.58 kg-CO<sub>2</sub>/L  
 : ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO<sub>2</sub>/L

※2 電力使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の目標については、新型コロナウイルス対策の実施、水質検査室の稼働及び余水処理施設のばっ気装置の連続運転に伴う電力使用量の増加を踏まえ、2020年度に見直しを実施した。

## 4 当年度の主要な環境経営計画

### (1) 二酸化炭素排出量の削減

#### ① 電力使用量の削減

- ・エアコンの温度の設定を季節に応じて調節する。
- ・エアコンは定期的にフィルターの清掃をする。
- ・昼休みの不要な照明の消灯をする。
- ・パソコンの電源OFF、スリープの利用を徹底する。
- ・余水処理施設の適正管理に努める。
- ・緑のカーテンを設置する。

#### ② ガソリン・軽油使用量の削減

- ・エコドライブ10を徹底する。

#### ③ 特定非営利活動法人活動支援

- ・J-クレジットを購入し、CO<sub>2</sub>削減活動を支援する。

### (2) 廃棄物排出量の削減

#### ① 一般廃棄物排出量の削減

- ・ペーパーレス化を推進する。
- ・裏紙を使用する。
- ・一般廃棄物の分別により資源物に回す。

### (3) 水使用量の削減

#### ① 節水活動の推進

- ・節水活動を励行する。
- ・廃棄物搬入車両の洗車は必要最小限にするよう指導する。

### (4) 化学物質の適正管理

#### ① 化学物質を適正に管理する。

- ・毒劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等）を徹底する。
- ・就労者への安全衛生教育を行う。

### (5) 環境法規等の遵守

#### ① 法規や排水基準等を遵守

- ・法改正情報の把握の徹底
  - ・日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守を徹底する。
    - ①原水モニタリングによる排水基準の遵守
    - ②放流モニタリングによる排水基準の遵守
- 放流管理基準超の場合：放流の停止

### (6) 地域の環境保全

#### ① 地域の環境保全への貢献

- ・特定非営利活動法人等の環境保全活動を支援する。
- ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動へ参加する。
- ・施設見学者の受入に努める。

### (7) 環境保全意識の保持向上

#### ① 従業員全員の環境保全意識を保持向上する。

#### ② 排出事業者、運搬業者への環境配慮の取組についての情報提供を行う。

## 5 2021年度環境経営目標達成状況及びその評価

環境経営目標		単位	2021年度		2021年度 実績	目標の達成率 (目標/実績)	目標達成 評価
			目標				
1	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	※1	99,180 以下	48,894	202.8%	○
	1-1 電力使用量の削減	kWh		133,560 以下	55,622	240.1%	○
	1-2 軽油使用量の削減	ℓ		7,170 以下	5,315	134.9%	○
	1-3 ガソリン使用量の削減	ℓ		1,100 以下	1,139	96.6%	△
2	自社発生廃棄物の削減	kg		400 以下	116	346.0%	※2 —
3	水使用量の削減	m <sup>3</sup>		1,310 以下	642	204.0%	○
4	化学物質の適正管理	—		・毒物劇物の貯蔵タンクの点検(残量、漏洩の有無等) ・就労者への安全衛生教育(雇入れ時、変更時等)	実施	—	○
		—		・第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底	実施	—	○
5	環境法規等の遵守	—		・法改正情報の把握の徹底 ・法規や排水基準等の遵守	実施	—	○
6	地域の環境保全	清掃活動への参加	—	2回/年 以上	—	—	※3 —
		NPO等の環境保全活動の支援	—	・NPO等の環境保全活動の支援(助成事業の実施)(600万円/年)	実施	—	○
		施設見学の受入	—	・地域住民等の見学受入 ・ホームページ等でのアピール	実施	60%	※4 —
7	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	1回/年 以上	実施	100%	○
		排出事業者等への情報提供	—	・搬入した全事業者への情報提供(1回/年)	実施	100%	○

※1 二酸化炭素排出係数：電力 調整後排出係数 0.585 kg-CO<sub>2</sub>/kWh (2019年度中国電力株式会社)  
 : 軽油 排出係数 2.58 kg-CO<sub>2</sub>/L  
 : ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO<sub>2</sub>/L

※2 新型コロナウイルス感染予防対策として、一部の一般廃棄物の排出量を計量していないため、判定できない。

※3 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、地域の環境保全活動が中止となったため、判定できない。

※4 新型コロナウイルス感染予防対策として、地域住民等の見学受入を中止したため、判定できない。

☆ 判定基準 目標の達成率(目標/実績)で判定

○：達成できている(100%以上)      △：概ね達成できている(90%以上100%未満)  
 ×：達成できていない(90%未満)      —：判定できない

## 6 環境経営計画及びその実施状況と評価ならびに次年度の取組

環境経営目標		環境経営計画	実績評価	評価・次年度の取組	
1	二酸化炭素排出量削減	電力使用量 (目標達成率 240.1% : 達成)	エアコンの温度の設定を季節に応じて調節	○	計画は確実に実行でき、目標も概ね達成できたので、引き続きこの計画を継続する。
			エアコンフィルターの定期的な清掃	○	
			昼休みの不要な照明の消灯	○	
			パソコンの電源OFF、スリープの徹底	○	
			余水処理施設の適正管理	○	
			緑のカーテン設置	○	
	ガソリン使用量 1%削減 (目標達成率 96.6% : 達成)	エコドライブ10の徹底	○		
	軽油使用量 1%削減 (目標達成率 134.9% : 達成)				
2	廃棄物排出量の削減 (目標達成率 - : 達成)	1%削減	ペーパーレスの推進	○	新型コロナウイルス感染予防対策として、一部の一般廃棄物の排出量を計量していないため、目標達成状況は判定できないが、引き続きこの計画を継続する。
			裏紙の使用	○	
			一般廃棄物の分別と資源化	○	
3	水使用量の削減 (目標達成率 204.0% : 達成)	1%削減	節水活動の励行	○	計画は確実に実行でき、目標も達成できたので、引き続きこの計画を推進する。
			廃棄物搬入車両の洗車水の最小限化	○	
4	化学物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物の貯蔵タンクの点検(残量、漏洩の有無等)</li> <li>就労者への安全衛生教育(雇入れ時、変更時等)</li> </ul>	○	適正に管理した。引き続きこの計画を継続する。	
5	環境法規等の遵守	法改正情報の把握の徹底、日常監視やモニタリングによる排水基準の遵守	○	環境法規等を遵守した。引き続きこの計画を推進する。	
6	地域の環境保全		清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への参加	—	地域の環境保全活動は中止(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)。助成事業により13団体の環境保全活動支援を行った。施設見学者は受入6回(6団体、19人)であった。引き続きこの計画を継続する。
			NPO等の環境保全活動の支援	○	
			施設見学者の受入	—	
7	環境保全意識の保持向上		全従業員の環境保全意識の保持向上(1回)	○	年度当初1回、期間中1回実施した。引き続きこの計画を継続する。
			排出事業者等への情報提供	○	12月以降実施した。引き続きこの計画を継続する。

## 7 主な環境関連法規等の一覧及びそれらの順守状況

法律名等	適用条項	適用内容、規制基準など	定期的確認 順守状況	評価
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	産業廃棄物管理票の送付及び回付	・管理表の写しの送付・回付	毎月曜日確認済	○
	産業廃棄物管理票の写しの保存	・5年間の保存	毎月確認済	○
	産業廃棄物処理委託契約	・2者契約 ・書面により、許可証の写し添付	契約の都度確認済	○
	産業廃棄物処理委託契約書の保存	・5年間の保存	毎年3月確認済	○
	産業廃棄物処理業等の許可及び許可の更新、事業の範囲	・事業の内容に合致した許可取得	更新許可年月日 2019年3月6日	○
		・5年ごとの許可の更新手続き	有効年月日 2026年3月5日	
		・委託されている産業廃棄物の処理は許可の内容と合致	契約の都度確認済	
	産業廃棄物処理業等変更届	・変更の届出	届出：役員変更 2021年4月28日 2021年10月11日	○
	産業廃棄物処理施設の変更許可等	・変更許可等の手続き	届出：役員変更 2021年4月28日 2021年10月11日	○
産業廃棄物処理施設の定期検査	・5年3月以内毎の定期検査	定期検査実施済 2019年4月23日	○	
維持管理積立金	・県知事の指示する金額の積立	2021年度分積立済 2022年2月25日	○	
毒物及び劇物取締法	取扱	・飛散・漏洩・進出・地下浸透防止等	毎月点検実施済	○
	表示	・貯蔵場所の表示等	毎月点検実施済	○
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	排出量の届出	・第一種指定化学物質排出量の届出	届出済 2021年4月28日	○
フロン排出抑制法	第一種特定製品の管理者が講ずべき措置	・簡易点検の実施と記録	四半期点検実施済	○
山口県循環型社会形成推進条例	処分状況の報告	・前年度産業廃棄物処分状況の報告	提出済 2021年4月13日	○

### 〈環境関連法規等の違反、訴訟等の有無〉

当事業団に適用される環境関連法規等の一覧及びそれらの順守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

また、関係機関からの指摘及び利害関係者からの訴訟や苦情もありませんでした。

## 8 代表者による全体の取組状況の評価および見直し・指示の記録

評価および見直しの実施年月日		2022年4月28日
評価者名（代表者名）		理事長 山野 元
評価及び見直しに参加した人		常務理事 藤井 義裕 環境管理責任者 常務理事兼事業部長 小田 聡克 環境管理担当者 事務局長 篠原 俊明 EA21事務局 経理課長 井上 健一 事業部主幹 重村 朋子 参与 佐々木 寛雅
提出した情報（資料等）		①環境経営方針 ②2021年度環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、その評価結果 ③環境関連法規制等の遵守状況のチェック結果 ④EA21実施体制 ⑤その他（緊急事態の想定とその対応策、環境への負荷の自己チェック表、環境への取組の自己チェック表、2021年度更新審査報告書等）
前回審査時の指摘事項等及び対応状況		<b>【改善・提案（推奨）事項と対応】</b> ①環境配慮PRの取組について、具体的な目標・計画の設定 ⇒「環境保全意識の保持向上」に、EA21の紹介等、環境配慮の取組に係る顧客への情報提供を設定 ②ホームページへの最新版環境経営レポートの早急な掲載 ⇒ホームページに最新版を掲載（2019年度版：12/15、2020年度版：12/20）最新版の掲載時期（毎年7月中）及び掲載状況のチェック方法（毎年7月末にチェック）を決定
評価	環境経営システムが有効に機能しているか	2021年度更新審査後の改善対応として行った環境経営計画の項目追加等により、取組の成果を正しく評価できた。
	環境への取組は適切に実施されているか	二酸化炭素排出量の目標は達成できた。
見直し・指示 変更の必要性・指示	環境経営方針変更の必要性	変更する必要はない。
	環境経営目標変更の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営目標は、取組の成果を正しく評価できているとともに、目標を概ね達成できたことから、今後も、設定した環境経営目標（数値）を継続する。</li> <li>電力使用量については、太陽光発電設備の導入により、購入電力量を抑制できている。また、2021年度から、年間を通じて、太陽光発電設備による発電量、売電量が把握できるようになったこと及び天候や出力抑制により発電量が安定しないことを踏まえ、当面、目標値の変更は行わず、毎月の目標達成状況の確認を継続すること。</li> <li>ガソリン使用量は、目標を概ね達成できているが、打合せ等、出張の増減に左右されることから、毎月の目標達成状況を確認すること。</li> <li>水（水道水）使用量は、処分場の粉じん対策として散水は唯一の方法であり、散水用水を放流水に変更したことから、大幅な減量となった。しかし、処分場の陸地面積の増加、放流水水質の状況変化等に伴い、使用量の変動が生じることから、使用量の変動は不透明であり、当面、目標値の変更は行わず、毎月の目標達成状況を確認すること。</li> <li>処分場見学者受入については、2020、21年度は地域住民等の受入を中止したが、2022年度も新型コロナウイルスの感染拡大状況が不透明であるため、受入目標回数は設定しない。</li> </ul>
	環境経営計画変更の必要性	2021年度の審査後、環境配慮への取組として具体的な取組を追加し、必要な全ての活動が既に取組まれており、計画を変更する必要性はない。
	実施体制変更の必要性	成果は表れているので、変更する必要はない。 なお、従前は「環境経営システム」と呼んでいたが、今後は、「実施体制」として、実施すること。

## 9 その他

### (1) 施設見学等研修会の実施

	2019年度	2020年度※	2021年度※
回数	11	5	6
延べ人数(人)	123	18	19

※ 2020、21年度は、コロナウイルス感染予防対策として、地域住民等の見学受入を中止した。

### (2) 太陽光発電設備の設置及び貢献の状況

#### ① 設置の状況

設置時期	設置場所	能力(kW)
2019年6月	新南陽管理事務所	11
2020年6月	余水処理施設及び検査室	20
合計		31

#### ② CO<sub>2</sub>排出削減への貢献の状況

	単位	2019年度	2020年度	2021年度	合計	備考
発電量 a	kWh	2,920	18,242	42,137	63,299	・2019年度は、 2019年7月からの データ
売電量	kWh	0	3,964	16,480	20,444	
使用量	kWh	2,920	14,278	25,657	42,855	・売電は、2020年 8月から実施
CO <sub>2</sub> 排出削減への 貢献量 b ※	kg-CO <sub>2</sub>	1,708	10,672	24,650	37,030	
【参考】 当事業団のCO <sub>2</sub> 排出量 c	kg-CO <sub>2</sub>	67,223	68,283	48,894	184,400	
【参考】 当事業団のCO <sub>2</sub> 排出量 と貢献量の比較 b/c	%	2.5	15.6	50.4	20.1	

※  $b = a \times 0.585 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$

0.585: 電力のCO<sub>2</sub>調整後排出係数(2019年度中国電力株式会社)

### (3) J-クレジット等の購入

特定非営利活動法人が県内で削減したCO<sub>2</sub>をJ-クレジットとして購入し、CO<sub>2</sub>削減活動の取組を支援した。

☆J-クレジット

(kg-CO<sub>2</sub>)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
購入量	30,000	30,000	30,000	30,000	120,000
活用(消費)量	0	0	0	0	0

☆Jブルークレジット (kg-CO<sub>2</sub>)

	2021年度
購入量	2,200
活用(消費)量	0

### (4) 環境保全活動の支援

	2019年度	2020年度	2021年度
団体数	15	14	13
助成額(千円)	6,316	6,000	6,000

## 10 2022年度及び中期環境経営目標

環境経営目標		単位	基準年	環境経営計画			
			2019年度	2022年度	2023年度	2024年度	
1	※1 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	67,223	98,160 ※2 — 以下	97,130 以下 △1%	96,110 以下 △1%	
	1-1 電力使用量の削減	kWh	71,911	132,220 ※2 — 以下	130,890 以下 △1%	129,580 以下 △1%	
	1-2 軽油使用量の削減	ℓ	7,318	7,090 以下 △1%	7,010 以下 △1%	6,930 以下 △1%	
	1-3 ガソリン使用量の削減	ℓ	1,124	1,090 以下 △1%	1,070 以下 △1%	1,050 以下 △1%	
2	自社発生廃棄物の削減	kg	409	390 以下 △1%	380 以下 △1%	370 以下 △1%	
3	水使用量の削減	m <sup>3</sup>	1,340	1,290 以下 △1%	1,270 以下 △1%	1,250 以下 △1%	
4	化学物質の適正管理	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等）</li> <li>就労者への安全衛生教育（雇入れ時、変更時等）</li> </ul>				
		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底</li> </ul>				
5	環境法規等の遵守	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正情報の把握の徹底</li> <li>法規や排水基準等の遵守</li> </ul>				
6	地域の環境保全	清掃活動への参加	—	2回/年	2回/年 以上	2回/年 以上	2回/年 以上
		NPO等の環境保全活動の支援	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO等の環境保全活動の支援(助成事業の実施) (600万円/年)</li> </ul>			
		施設見学の受入	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民等の見学受入 ホームページ等でのアピール</li> </ul>			
7	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	1回/年	1回/年 以上	1回/年 以上	1回/年 以上
		排出事業者等への情報提供	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入した全事業者への情報提供 (1回/年)</li> </ul>		

※1 二酸化炭素排出係数：電力 調整後排出係数 0.585 kg-CO<sub>2</sub>/kWh (2019年度中国電力(株))  
 : 軽油 排出係数 2.58 kg-CO<sub>2</sub>/L  
 : ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO<sub>2</sub>/L

※2 電力使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の目標については、新型コロナウイルス対策の実施、水質検査室の稼働及び余水処理施設のばっ気装置の連続運転に伴う電力使用量の増加を踏まえ、2020年度に見直しを実施した。



一般財団法人

山口県環境保全事業団

# Environmental Safeguards



環境省  
エコアクション21  
認証番号 0012178





## 最終処分場の概要 ~埋立中はもちろん、埋立終了後も厳しく管理~

公共関与の最終処分場として、安全で信頼性の高い管理、運営を目指しています。



### ●他の模範となる最終処分場の運営

受入基準の厳守、厳重な受入審査及び環境監視による万全の環境保全対策を実施します。

### ●企業の実態と要望を配慮した運営

地域の企業の処分希望量を可能な限り受け入れます。特に、中小企業分については、優先して受け入れます。

### ●処分単価の抑制と健全運営

可能な限り処分単価の抑制を図り、処分場の健全運営に努めます。

### ●循環型社会形成を踏まえた運営

可能な限りのリサイクルを行った上で、やむを得ないと判断される廃棄物を受け入れます。

### ●社会構造の変化等に柔軟に対応できる運営

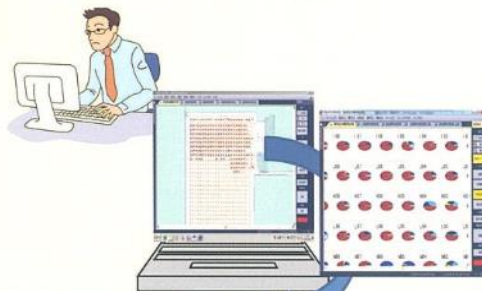
社会経済やリサイクル・減量化等の動向に応じて、柔軟に対応できる運営を行います。

## 快適な生活環境の保全のために

県内の事業所等から排出された廃棄物は直接あるいは中間処理（脱水、焼却、破砕等）されて再生利用に回ります。再生利用できないものが最終処分となります。最終処分場では持ち込まれる廃棄物を厳しくチェックして受け入れ、種類によって場所を分けて埋立処分しています。

- ◎埋立に伴って発生した浸出水は処理施設で適正処理し、下水道に送水あるいは公共海域に放流水質は定期的に測定・監視
- ◎周辺海域の水質についても生活環境項目及び重金属等の健康項目について定期的に測定・監視
- ◎埋立地周囲に飛散防止施設を設置
- ◎浮遊防止、悪臭発散の防止、衛生害虫発生防止等への適切な対策

埋めた後も土壌や水質の管理は厳しく行い、環境保全に努めています。



産業廃棄物集計			
新 埋 立 地	L04		
01 燃え殻	66.66 t	14 鉱さい	195
02 汚泥	1266.07 t	15 がれき類	81
05 廃プラスチック	0.70 t	18 鉄心	263
11 ゴムくず		19 12号廃棄物	
12 金属くず		20 水(ぎ)等(固)	
13 ばらばらなプラスチック(非燃性)の粉砕くず	1.00 t		



埋立処分状況を明確に、かつ容易に検証できるよう「地理情報システム(GIS)」を活用した管理を行っています。



一般財団法人

## 山口県環境保全事業団とは…

県内の種々の産業活動から排出された産業廃棄物の処分を、安全かつ適正に処理することを目的に、産業界、商工団体、自治体等からの声を受け、「山口県循環型社会形成推進基本計画」をもとに公共関与最終処分場の整備、管理運営を行うために設立されました。



### 事業団の概要

- 設立等
- 2006年 3月 山口県循環型社会形成推進基本計画の策定  
→県は公共関与最終処分場の整備を促進
  - 2007年 4月 事業団設立
  - 2008年 11月 東見初広域最終処分場運用開始
  - 2014年 4月 新南陽広域最終処分場運用開始
  - 2018年 3月 エコアクション21認証取得
  - 2019年 3月 優良産業廃棄物処理業者認定取得

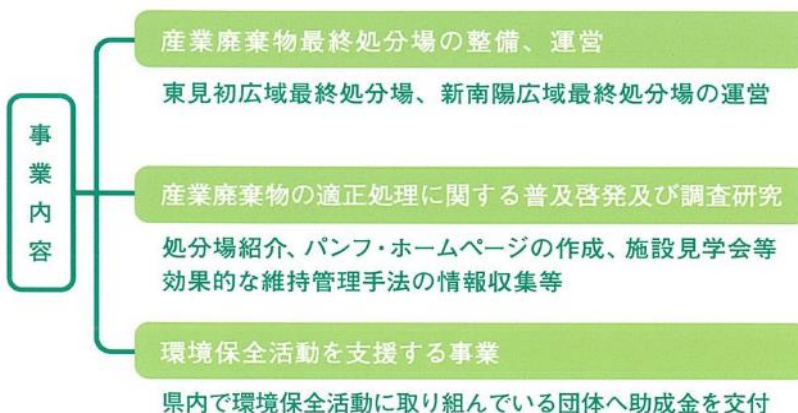
基本財産 110,695千円

組織



### 事業団の取組 ～地域のニーズと信頼に応えるために～

事業団は山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに、環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的とした事業を展開しています。



里山の遊歩道の整備を行う団体の活動を支援





### 宇部港 東見初広域最終処分場

2008年に運用開始した県内初の公共関与の処分場事業団が設置し、民間企業に管理運営を委託しています。



飛散防止フェンス



投入ステージ



管理事務所及び計量器



管理事務所内



排水処理施設



ダンピングヤード



浮遊物拡散防止フェンス

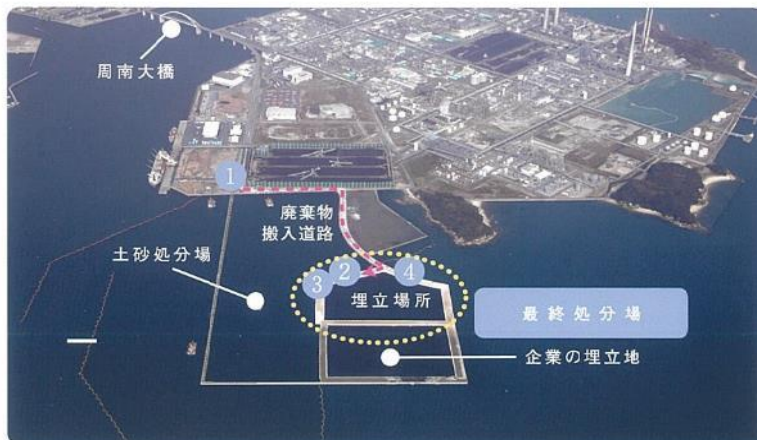


タイヤ洗浄設備



### 徳山下松港 新南陽広域最終処分場

2014年に運用開始した、県内2カ所目の公共関与の処分場事業団が設置・運営しています。



飛散防止フェンス



投入ステージ



管理事務所及び計量器



太陽光発電設備



管理事務所内



排水処理施設



展開検査ヤード



タイヤ洗浄設備



名 称	宇部港 東見初広域最終処分場		徳山下松港 新南陽広域最終処分場	
種 類	産業廃棄物最終処分場(管理型)・宇部市一般廃棄物最終処分場		産業廃棄物最終処分場(管理型)・周南市一般廃棄物最終処分場	
設置場所	宇部市大字沖宇部525番124等の地先公有水面		周南市富田字西ノ嶋593番地先公有水面	
管 理 者	宇部興産コンサルタント株式会社		事業団	
対象地域	県下全域(一般廃棄物は宇部市)		県下全域(一般廃棄物は周南市)	
埋立面積	93,726㎡		38,676㎡	
埋立容量	1,038,000㎡ 産業廃棄物<735,000㎡>、一般廃棄物<131,300㎡> 覆土分<171,700㎡>		576,000㎡ 産業廃棄物<450,000㎡>、一般廃棄物<70,000㎡> 覆土分<56,000㎡>	
埋立工法	片押し		薄層埋立 → 片押し	
埋立期間	2008年～2023年(予定)		2014年～2026年(予定)	
跡地利用 計 画	港湾関連用地、緑地、レクリエーション施設用地		緑地	
利用できる 地域及 び事業者	宇部・小野田 地域		周南地域	周南市、下松市、光市に排出元を有する事業者
	県 内 他 地 域	出捐 団 体 地 域	出捐 団 体 地 域	岩国市、柳井市、周南市、下松市、光市、和木町、周防大島町、上関町、田布施町、平生町に排出元を有する事業者
		そ の 地 域 他		上記以外の一般財団法人山口県環境保全事業団の出捐団体並びに一般社団法人山口県産業廃棄物協会及び一般社団法人山口県建設業協会の会員
受入 廃 棄 物 の 種 類	産 業 廃 棄 物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物。 両処分場とも地域外(各々宇部・小野田地域、周南地域外)は管理型4品目(燃え殻、汚泥、鋳さい、ばいじん)のみ受け入れ		
	一 般 廃 棄 物	不燃ごみ、焼却灰、ばいじん		
受入日時	月～金曜日(祝祭日は除く)、受付時間/9:00～11:30、13:00～16:00			



〈お問い合わせ窓口〉

一般財団法人  
山口県環境保全事業団 本部事務所

〒753-0072 山口市大手町9番11号 山口県自治会館1階

TEL.083-920-6828 FAX.083-920-6829

(E-mail) [info@yamaguchi-khj.or.jp](mailto:info@yamaguchi-khj.or.jp) (URL) <http://www.yamaguchi-khj.or.jp>

徳山下松港新南陽広域最終処分場 新南陽管理事務所

〒746-0019 周南市臨海町6番地

TEL.0834-33-9280 FAX.0834-33-9281

(E-mail) [info@shin-nanyo-khj.jp](mailto:info@shin-nanyo-khj.jp) (URL) <http://www.shin-nanyo-khj.jp>

ひがし み ぞめ  
宇部港東見初広域最終処分場 宇部管理事務所

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字沖の山525番103

受託管理者 宇部興産コンサルタント株式会社

TEL.0836-32-2280 FAX.0836-32-2282

(E-mail) [info@env-uic.jp](mailto:info@env-uic.jp) (URL) <http://www.env-uic.jp>